

氷見市空き家利活用モデル支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、氷見市空き家利活用モデル支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 空き家 空家等のうち一戸建ての住宅をいう。
- (3) 伝統的家屋 空き家のうち、次のアからウの全てを満たす、建築後おおむね30年以上経過したものをいう。
 - ア 軸組構法で造られた建築物
 - イ 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口を用いた建築物
 - ウ 屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いた建築物
- (4) 空き家利活用モデル支援事業（新用途型） 次に掲げる用途におおむね3年以上利活用するため、空家等を取得し、又は賃借し、必要な改修等を行う事業をいう。
 - ア 移住者向けの賃貸住宅（移住者が自己用住宅を取得するなど自らの生活拠点を確立するまでの一時的な居住の用に供するもの。）
 - イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第2条第1項に規定する住宅確保要配慮者向けのシェアハウス
 - ウ 多拠点居住用住宅（都心部等と地方など、2箇所以上の生活拠点をもつライフスタイルに対応するため、不特定者が期間を定めて居住の用に供するもの。個人用別荘は除く。）
 - エ コワーキング施設（事務所スペース、打合せスペースなどを、複数人の不特定者が共有しながら各自独立した業務を行うための施設。特定企業に所属する人のみが利用する事務所は除く。）
 - オ その他空き家の利活用のモデルとなる施設
- (5) 空き家利活用モデル支援事業（伝統的家屋型） 次に掲げる者がおおむね5年以上居住するため、伝統的家屋を取得し、又は賃借し、必要な改修等を行う事業をいう。
 - ア 富山県外から県内に移住して5年以内の氷見市民
 - イ アに該当する者が居住するために家屋を改修しようとする民間事業者
 - ウ 今後富山県外から氷見市内に移住する予定の者
- (6) 空き家利活用活動支援事業 空家等の利活用や改修を実現するための取組みに対する支援をいう。
- (7) 空き家利活用情報発信支援事業 空家等の改修事例の効果的な情報発信の取組みに対する支援をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、多様化する空き家活用ニーズに対応するための取組みを支援するため、個人・民間事業者が行う空き家利活用モデル支援事業（新用途型）、空き家利活用モデル支援事業（伝統的家屋型）、空き家利活用活動支援事業、及び空き家利活用情報発信支援事業（以下、補助事業）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付要件等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の主体、要件、対象経費、補助率及び補助限度額は、別表1から別表3までのとおりとし、補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式は、様式第1-1号、第1-2号、第1-3号とする。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、市長の承認を受けること。ただし、第9条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助金の交付があった後、改修等を行った空き家の利活用の休止、廃止又は用途の変更をするときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助金の交付の対象となった建物及び設備の全部又は一部を市長の承認を受けずに処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供し、取壊し又は廃棄することをいう。）してはならないこと。

(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 別表1から別表3に規定する補助金の交付要件若しくは前条に規定する補助金の交付の条件に違反したとき又は同条第3号及び第4号に規定する市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(軽微な変更)

第9条 第6条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体又は事業の実施主体を変更すること。
- (2) 対象経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (3) 利活用の用途を変更すること。

(補助事業実績報告書の添付書類)

第10条 規則第12条第1項に規定する補助事業実績報告書に添付すべき書類は、様式第2-1号、第2-2号とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別表1 (空き家利活用モデル支援事業 (新用途型))

事業主体	要件	対象経費	補助率	補助 限度額
個人・民間 事業者	(1)空家等をおおむね3年以上利活用すること。 (2)空家等の利活用・改修等について、所有者(賃貸人)及び地域住民等からの同意が得られていること。 (3)利活用の用途に関する各種設置基準等を満たすよう改修等を行うこと。	個人・民間事業者による空家等の改修等に要する経費(利活用に必要な部分に限る。)	2/3	1,000 千円

<備 考>

1 改修等に要する経費には、次の経費を含むものとする。

- (1) 建物の取得に要する経費
- (2) 宿泊施設等に併設し、体験工房等の観光・交流施設等一般の利用に供する施設を一体的に整備する場合、当該併設部分の改修等に要する経費
- (3) 防音・遮音対策その他地域住民の理解を得るために必要な対策に係る改修等に要する経費

2 次に掲げる経費は、対象経費から除くものとする。

- (1) 用地の取得及び用地又は建物の賃借に要する経費
- (2) 外構に係る広場、庭、柵、門、塀、融雪装置等の設置に要する経費
- (3) 器具及び備品の設置に要する経費(建築物に固着するもの、電気設備、給排水設備、空調設備、通信回線設備等を除く。)
- (4) 国、県、市町村その他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費
- (5) その他利活用の主たる目的と関連性のない改修等に要する経費

別表2（空き家利活用モデル支援事業（伝統的家屋型））

事業主体	要件	対象経費	補助率	補助 限度額
個人・民間 事業者	移住者が、自ら5年以上居住することを目的として、取得し、又は賃借した伝統的家屋であって、次世代に継承すべき家屋として市長が特に認める空き家	個人・民間事業者による伝統的家屋改修に要する経費	2/3	1,000千円

<備 考>

- 1 伝統的家屋改修経費は、次に掲げる工事に要する経費とする。
 - (1) 建築物の改修工事（耐震性や断熱性の向上のための工事を含む）
 - (2) 下水道への接続又は合併浄化槽の設置
 - (3) その他、居住性の向上に必要な工事

- 2 次に掲げる経費は、対象経費から除くものとする。
 - (1) 居住に供する部分と居住以外に供する部分を併せて工事する場合における、居住以外に供する部分の改修に要する費用
 - (2) 外構に係る広場、庭、柵、門、塀、融雪装置等の設置に要する経費
 - (3) 器具及び備品の設置に要する経費（建築物に固着するもの、電気設備、給排水設備、空調設備、通信回線設備等を除く。）
 - (4) 国、県、市町村その他の補助制度を併用する場合は、当該補助制度が対象とする部分に係る経費
 - (5) その他利活用の主たる目的と関連性のない改修等に要する経費

別表3（空き家利活用活動支援事業、空き家利活用情報発信支援事業）

事業主体	対象経費	補助率	補助 限度額
地域団体・ 民間事業者	空家等の利活用や改修を実現するための活動 に要する経費	1/2	200 千円
	空家等改修事例の効果的な情報発信に要する 経費	1/2	300 千円

<備 考>

1 活動に要する経費には、次の経費を含むものとする。

- (1) 空家等の物件選定や調査に要する経費
- (2) 空家等の利活用や改修にあたり、空家等の所有者や地元、利活用希望者との調整に要する経費
- (3) 空家等の利活用や改修に係る事業計画の作成や補助金申請などに要する経費

2 情報発信に要する経費には、次の経費を含むものとする。

- (1) 特設サイトの開設費
- (2) 改修事例、改修空家等での活動、空家等の存する地域行事などに係る撮影費や原稿作成費

3 次に掲げる経費は、対象経費から除くものとする。

- (1) 事業主体の事務所等を維持するための経費
- (2) 事業主体の経常的な活動に要する経費
- (3) 事業主体の構成員に対する人件費
- (4) 事業主体の構成員による飲食を主たる目的とした会議・会合等の飲食費
- (5) その他補助の対象として市長が不相当と認める経費

様式第1-1号（第5条関係）

空き家利活用モデル支援事業（新用途型）事業計画書

事業主体	利活用の用途	事業費(円)	対象経費(円)	交付申請額(円)	備考

利活用する空家等の概要

項目	内容	備考
事業の実施主体		
建物所在地		
用途地域		
敷地面積		m ²
延床面積		m ²
改修を要する延床面積		m ²
用地取得日又は賃借予定期間		
建物取得日又は賃借予定期間		
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
供用開始予定日	年 月 日	
利活用・改修等に当たっての所有者（賃貸人）及び地域住民等との協議状況		別紙添付も可

（添付する書類）

- 1 改修等後の利活用に関する説明書（用途、対象者、利活用定員及び管理運営主体等の運営方法を明示すること。）
- 2 建物位置図
- 3 現況写真（外観、内部等）
- 4 土地利用計画図（配置図）
- 5 現況平面図
- 6 改修等の概略平面図（設備等の改修内容を明示すること。）
- 7 改修等経費の見積書など対象経費の根拠となる書類
- 8 民間事業者に補助する場合、当該事業主体の概要が分かる書類（法人名、所在地、代表者、主たる業務等）
- 9 最新年度の氷見市税の納税証明書
- 10 民間事業者の富山県税の納税証明書（該当ある場合のみ）

様式第1-2号（第5条関係）

空き家利活用モデル支援事業（伝統的家屋型）事業計画書

事業主体	事業費(円)	対象経費(円)	交付申請額(円)	備考

利活用する空き家の概要

項目	内容	備考
申請者（移住者）の氏名		
申請者の転入年月日及び転出地	年 月 日 から転入	
建物所在地		
延床面積		m ²
改修を要する延床面積		m ²
空き家の建築時期	年 月 日 新築（築後約 年）	
空き家の建築様式	<input type="checkbox"/> 軸組構法で造られた建築物 <input type="checkbox"/> 接合金物に頼らない伝統的な継手・仕口を用いた建築物 <input type="checkbox"/> 屋根に和瓦、茅葺き等伝統的素材を用いた建築物	該当する項目にチェック
用地取得日又は賃借予定期間		
建物取得日又は賃借予定期間		
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
入居（予定）年月日	年 月 日入居	
空き家に入居する人数	申請者、妻（夫）、子 人、ほか 人 計 人	

（添付する書類）

- 1 建物位置図
- 2 現況写真（外観、内部等）
- 3 土地利用計画図（配置図）
- 4 現況平面図
- 5 改修等の概略平面図（設備等の改修内容を明示すること。）
- 6 改修等経費の見積書など対象経費の根拠となる書類
- 7 民間事業者に補助する場合、当該事業主体の概要が分かる書類（法人名、所在地、代表者、主たる業務等）
- 8 富山県外から県内に移住して5年以内であることが分かる書類の写（住民票等）
- 9 建築後概ね30年以上経過したことが分かる書類の写（登記簿等）
- 10 最新年度の氷見市税の納税証明書
- 11 民間事業者の富山県税の納税証明書（該当ある場合のみ）

様式第1-3号(第5条関係)

空き家利活用活動支援事業、空き家利活用情報発信支援事業 事業計画書

事業主体	事業費(円)	対象経費(円)	交付申請額(円)	備考*

※「備考」には、交付要綱の第2条に定める、事業名を記入すること。

事業概要

項目	内容	備考
事業の実施主体		
対象地域		
事業概要		
事業予定期間		

様式第2-1号（第10条関係）

空き家利活用モデル支援事業（新用途型）、
 空き家利活用モデル支援事業（伝統的家屋型）実績報告書

事業主体	利活用の用途	事業費(円)	対象経費(円)	補助金の額(円)	備考※

※「備考」には、交付要綱の第2条に定める、事業名を記入すること。

利活用する空家等の概要

項目	内容	備考
事業の実施主体		
建物所在地		
用途地域		
延床面積		m ²
改修を要する延床面積		m ²
用地取得日又は賃借期間		
建物取得日又は賃借期間		
工事着手日	年 月 日	
工事完了日	年 月 日	
供用開始(予定)日	年 月 日	
空き家活用の移住モデルとして県のHP等で紹介することについての申請者の同意	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない	該当する項目にチェック

(添付する書類)

- 1 引渡を証する書類
- 2 工事等の契約書の写
- 3 土地及び建物が賃借の場合、賃貸借契約書の写
- 4 改修等後の建物、設備等の写真
- 5 改修等後の平面図
- 6 建築基準法上の手続きを要する場合、手続きが完了していることを証する書類の写

様式第 2 - 2 号 (第 10 条関係)

空き家利活用活動支援事業、空き家利活用情報発信支援事業 実績報告書

事業主体	事業費(円)	対象経費(円)	補助金の額(円)	備考※

※「備考」には、交付要綱の第 2 条に定める、事業名を記入すること。

事業概要

項 目	内 容	備考
事業の実施主体		
事業の成果※		
事業実施期間		

※成果が分かるもの添付すること (事業実施中の写真、作成した HP、リーフレット、チラシ等)